

## 千葉県動物公園研究倫理委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県動物公園研究倫理委員会（以下「委員会」という）は、千葉県動物公園に申請された研究が「千葉県動物公園研究倫理に関する指針」に準拠し、その実施の可否を判断することを目的として設置する。

### (委員会の構成)

第2条 委員会は、千葉県動物公園に職のある者から、多様な専門知見に基づき審査を行えるよう、以下の構成で組織する。

1. 副園長
2. 動物飼育管理の知見を有する管理職職員
3. 動物飼育管理の知見を有する主査職員
4. 公園管理の知見を有する主査以上の職員
5. 獣医診療担当職員
6. 研究員

2 委員長は、副園長がこれにあたる。

3 委員長は、委員会の議長となり、会議を総括する。

4 委員長は、その職務を執行することが困難な時は、構成員の中から指名した者にその職務を代理させることができる。

5 委員長が必要と認めるときには、委員以外の職員または外部有識者に意見を求めることができる。

6 外部有識者は、動物福祉、動物行動学、動物繁殖学、獣医学、社会科学、法律等、動物園学に関連する分野の専門家の中から選定し、委員長が招集する。

### (審査対象)

第3条 本要綱は、学術研究機関、博物館、企業、及び外部研究者が千葉県動物公園に申請されたすべての研究、および千葉県動物公園職員が計画的に実施する研究を審査対象とする。

2 臨床研究など事前に審査が困難な研究においては、事後申請により審査を行うことができる。

### (審査手続き)

第4条 研究実施者は、「研究依頼文（様式1）」と「研究計画書」を委員会に提出する。

2 委員会は、提出書類に基づき審査を行い、その結果を「承認」、「条件付き承認」、「修正」、「不承認」のいずれかで通知する。

3 「修正」、「不承認」となった研究については、修正のうえ再申請することができる。

きる。

4 審査結果は、委員会より千葉市動物公園園長へ報告する。

(審査基準)

第5条 委員会は、以下の基準に基づき研究の適否を審査する。

1. 千葉市動物公園研究倫理指針および関連法規・指針の順守
2. 研究の倫理的妥当性（目的、方法、対象の適正性）
3. 動物福祉への配慮
4. 研究対象となる動物、来園者および職員の安全確保
5. 個人情報および研究データの適正な管理
6. 環境への影響の有無
7. 研究成果の還元方法および利益相反の有無

(委員会の運営)

第6条 審査は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時開催することができる。

2 委員の3分の2の出席をもって会議は成立する。

3 動物に対する非侵襲的な研究については、委員の過半数以上の賛成により、書面による審査を行うことができる。

4 研究の進捗は、委員長が指名する委員が担当する。

5 研究の進行中に、倫理上の問題が確認された場合、委員会にて協議のうえ、是正指導または中止を勧告する。

(規程の改正)

第7条 本要綱は、委員会の決議を経たうえで、必要に応じて随時見直しを行う。

(附則)

第8条 本要綱は、令和7年4月15日より施行する。

以上

令和 年 月 日

千葉県動物公園  
園長 楠木 一誠 様

所属：  
代表者：  
住所：  
TEL：  
E-mail：

\_\_\_\_\_研究への調査協力（依頼）

この度、貴園との研究を計画しております。つきましては、下記研究への協力の可否につきましてご検討頂きたくご依頼申し上げます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究概要
- 3 研究期間
- 4 調査対象
- 5 調査方法
- 6 試料採取 無 ・ 有 （                      ）
- 7 貴園対応
- 8 調査者
- 9 研究経費
- 10 研究成果
- 11 その他 「千葉県動物園 研究倫理に関する指針（2023.12.13 施行）」を遵守して研究を実施します。

以上